

Ⅱ.使途が特定された寄附金の処理について

Ⅱ.使途が特定された寄附金は受領した際に、寄附金債務(負債)に計上し、使途に即して費用が発生した都度、その同額を収益化
償却資産を取得した場合は運営費交付金と同様の処理

企業会計原則では

寄附とはそもそも見返りを求めないものであり、受領時点で寄附金相当額を収益に計上

国立大学法人会計基準では

使途が特定された寄附金は、特定の業務のために計画的に充てなければならぬ責務が生じているとして、受領した際に、「寄附金債務」として負債に計上



使途に即して費用が発生した都度、その同額を「寄附金債務」から「寄附金収益」に振替（費用と収益が均衡する）

資産を取得した場合、「寄附金債務」から「資産見返寄附金」(負債)に振替

減価償却の都度、減価償却費と同額を「資産見返寄附金」から「資産見返戻入」(収益)に振替



使用されない間は、「寄附金債務」のまま繰り越される